

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社IHインフラシステム(大阪府堺市堺区大浜西町3)[7000000625]
2. 資格登録停止措置の期間
令和4年10月20日 ~ 令和4年11月2日(2週間)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は、令和4年2月9日「中央自動車道 日之城橋耐震補強工事(2019年度)」(八王子支社発注)において、ジャッキアップ補強部材取込み作業に従事していた作業員が、台車から落下した補強部材に指を挟み、負傷する事故を生じさせた。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)